

野外焼却（野焼き）は禁止されています

廃棄物の野外焼却（いわゆる野焼き）は一部の例外及び構造基準を満たした焼却炉での焼却を除いて原則、廃棄物の処理及び清掃に関する法律によって禁止されています。



●野外焼却はどうしていけないの？

野焼きは、煙や悪臭で気分が悪くなったり、洗濯物に臭いがつくなど、ご近所に迷惑をかけるばかりでなく、燃やすものによってはダイオキシンなどの有害物質を発生させる原因となります。



●焼却禁止の例外となるもの（一例）

- ・風俗習慣上又は宗教上の行事を行うもの。（例：どんど焼き、塔婆の供養焼却）
- ・農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われるもの。
（例：あぜ草や下枝の焼却、田畑の害虫防止など）※**廃プラスチック(廃棄物など)は禁止**
- ・たき火その他日常生活の焼却であって軽微なもの。
（例：落ち葉たき、キャンプファイヤー）

★たとえ例外だとしても

野外焼却の例外とされていることも、近隣住民の方から煙害の苦情が寄せられた場合は、現地を確認のうえ、消火をお願いする場合があります。

やむを得ず軽微な焼却をする場合は、事前に近隣の方に連絡したり、燃やす量や風向き、時間帯を考えて煙や臭いが周りの迷惑にならないよう必要最小限にとどめる、草などはよく乾かし煙の発生量を抑えるなどの配慮が必要です。

※作業中はその場を離れず、火の後始末は必ず行ってください。

●野焼きに罰則があります

違法に野外焼却を行った人には、5年以下の懲役、1,000万円以下の罰金のいずれか、またはその両方が科せられる場合があります。

常習的に野焼きを行っている、著しく違反している場合は警察へ通報することがあります。